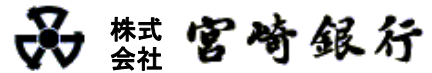


第 126 期 決 算 公 告

平成23年6月30日

宮崎市橘通東四丁目3番5号



取締役頭取 小池 光一

貸借対照表 (平成 23年 3月 31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	26,531	預 金	1,717,198
現 金	19,782	当 座 預 金	31,834
預 け 金	6,749	普 通 預 金	1,047,084
コ ー ル ロ ー ン	31,351	貯 蓄 預 金	21,108
買 入 金 債 権	1,402	通 知 預 金	4,820
商 品 有 価 証 券	4	定 期 預 金	584,474
商 品 地 方 債	4	定 期 積 金	2,976
金 銭 の 信 託	2,000	そ の 他 の 預 金	24,899
有 価 証 券	680,424	譲 渡 性 預 金	124,989
国 債	317,624	借 入 金	100,475
地 方 債	122,755	外 国 為 替	79
社 債	189,182	売 渡 外 国 為 替	72
株 式	30,083	未 払 外 国 為 替	6
そ の 他 の 証 券	20,779	社 債	12,000
貸 出 金	1,287,422	そ の 他 の 負 債	5,834
割 引 手 形 付	9,017	未 決 済 為 替 借	35
手 形 貸 付	57,327	未 払 法 人 税 等	204
証 書 貸 付	1,107,941	未 払 費 用	2,562
当 座 貸 越	113,135	前 受 収 益	1,036
外 国 為 替	1,244	給 付 補 て ん 備 金	3
外 国 他 店 預 け	1,217	金 融 派 生 商 品	426
買 入 外 国 為 替	3	リ ー ス 債 務	512
取 立 外 国 為 替	23	資 産 除 去 債 務	111
そ の 他 の 資 産	8,694	そ の 他 の 負 債	940
前 払 費 用	31	役 員 賞 与 引 当 金	20
未 収 収 益	3,207	退 職 給 付 引 当 金	7,263
金 融 派 生 商 品	10	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	571
そ の 他 の 資 産	5,445	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	185
有 形 固 定 資 産	23,433	偶 発 損 失 引 当 金	231
建 物	7,665	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,352
土 地	13,896	支 払 承 諾	3,922
リ ー ス 資 産	479	負 債 の 部 合 計	1,976,123
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,393		
無 形 固 定 資 産	4,745	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	4,684	資 本 金	14,697
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	60	資 本 剰 余 金	8,794
繰 延 税 金 資 産	14,304	資 本 準 備 金	8,771
支 払 承 諾 見 返	3,922	そ の 他 資 本 剰 余 金	23
貸 倒 引 当 金	△ 18,322	利 益 剰 余 金	60,794
投 資 損 失 引 当 金	△ 62	利 益 準 備 金	6,473
		そ の 他 利 益 剰 余 金	54,320
		別 途 積 立 金	47,101
		繰 越 利 益 剰 余 金	7,219
		自 己 株 式	△ 77
		株 主 資 本 合 計	84,208
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,193
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,573
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	6,766
		純 資 産 の 部 合 計	90,975
資 産 の 部 合 計	2,067,098	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,067,098

損益計算書

〔平成 22年 4月 1日から
平成 23年 3月31日まで〕

(単位: 百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	31,056	40,684
貸出金利息配当	23,776	
有価証券利息	7,171	
コールロンの利息	65	
預け金の受入利息	0	
その他の引当	42	
役務収入	7,054	
受入の他の業務	2,241	
その他の業務	4,812	
外国為替売却益	1,761	
商債等債権売却益	73	
国債等債権売却益	9	
その他の業務	1,678	
株式の売却益	0	
株金の売却益	812	
その他の信託運用	280	
その他の経常収益	11	
	520	
経常費用	2,815	33,711
預渡金利息	1,495	
コールマネー利息	173	
借入金利息	4	
社債利息	307	
金利スワップ支払利息	258	
その他の支払利息	531	
役務取引等費用	43	
支払の他の業務	1,712	
その他の業務	434	
国債等債権売却損	1,278	
国債等債権償還損	506	
国債等債権償却損	10	
金融派生の商品費用	233	
その他の業務	120	
営業の他の経常費用	140	
貸出金の償却	0	
株式の売却	24,667	
株式の償却	4,009	
その他の経常費用	545	
	1,790	
	1,325	
	347	
経常利益		6,973
特別利益		1,878
固定資産処分益	8	
貸倒引当金戻入	1,587	
償却債権取立	262	
投資損失引当金戻入	20	
特別損失		230
固定資産処分損失	58	
減損損失	48	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	123	
税引前当期純利益		8,620
法人税、住民税及び事業税	127	
法人税等調整額	1,860	
法人税等調整額		1,988
当期純利益		6,632

<記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。>

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,532百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は2百万円、税引前当期純利益は126百万円それぞれ減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 569百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,063百万円、延滞債権額は29,513百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありませぬ。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,832百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は34,409百万円であります。
 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,021百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
 担保に供している資産
- | | |
|-------------|------------|
| 預け金 | 39百万円 |
| 有価証券 | 164,192百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預 金 | 2,708百万円 |
| 借入金 | 90,100百万円 |
- 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、有価証券49,109百万円を差し入れております。
 また、その他の資産のうち保証金は227百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、313,516百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが312,116百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|--|--|
| 再評価を行った年月日 | 平成10年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。 |
| 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 5,698百万円 |
10. 有形固定資産の減価償却累計額 29,577百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 749百万円
12. 借入金には、他の債務より債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。

13. 社債は、劣後特約付社債 12,000 百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 387 百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 516 円 49 銭
16. 関係会社に対する金銭債権総額 5,356 百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 5,218 百万円
18. 単体自己資本比率（国内基準） 11.93%

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益
- 資金運用取引に係る収益総額 71 百万円
- 役務取引等に係る収益総額 18 百万円
- その他業務・その他経常取引に係る収益総額 47 百万円
- 関係会社との取引による費用
- 資金調達取引に係る費用総額 3 百万円
- その他業務・その他経常取引に係る費用総額 1,515 百万円
2. 1株当たり当期純利益金額 37 円 65 銭
3. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び子法人等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子法人等	宮銀保証株式会社	—	兼任2名	当行ローンの債務保証	当行住宅ローン等の保証取引	226,029	—	—

- (注) 1. 宮銀保証株式会社より、当行の住宅ローン等に対して保証を受けております。
2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、保証内容に応じて決定しております。
3. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	大森製材株式会社	—	—	与信取引	融資	151	貸出金	141

- (注) 1. 当行取締役 大森一仁の近親者が大森製材株式会社の議決権の過半数を所有しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引先と同様であります。
3. 取引金額は平均残高を記載しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	167	169	2
	その他	1,402	1,409	7
	小計	1,569	1,578	9
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		1,569	1,578	9

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	105
関連法人等株式	—
合計	105

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,583	8,504	3,078
	債券	511,046	502,010	9,035
	国債	264,282	259,101	5,181
	地方債	117,231	114,661	2,570
	社債	129,532	128,248	1,283
	その他	7,243	7,199	43
	小計	529,873	517,715	12,157
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17,638	21,191	△3,553
	債券	118,347	119,593	△1,245
	国債	53,341	54,076	△734
	地方債	5,523	5,611	△88
	社債	59,482	59,905	△422
	その他	12,122	12,432	△309
	小計	148,108	153,216	△5,108
合計		677,981	670,932	7,049

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	756
その他	1,413
合計	2,170

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は2,713百万円増加、「繰延税金資産」は1,097百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は、1,616百万円増加しております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株 式	5,301	180	1,785
債 券	76,435	1,678	10
国 債	64,642	1,550	10
地 方 債	—	—	—
社 債	11,792	128	—
そ の 他	2,212	100	4
合 計	83,948	1,959	1,801

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、1,325百万円（うち、株式1,325百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて30%以上下落した場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	2,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,470百万円
退職給付引当金	2,936
減価償却費	1,455
有価証券	1,365
退職給付信託設定額	1,870
税務上の繰越欠損金	5,741
その他	1,645
繰延税金資産小計	21,486
評価性引当額	△3,988
繰延税金資産合計	17,497
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,855
その他	△337
繰延税金負債合計	△3,192
繰延税金資産の純額	14,304百万円

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 8社

会社名

宮銀ビルサービス(株)

宮銀ビジネスサービス(株)

宮銀スタッフサービス(株)

宮銀コンピューターサービス(株)

宮銀リース(株)

宮銀ベンチャーキャピタル(株)

宮銀保証(株)

宮銀カード(株)

② 非連結の子会社及び子法人等 2社

みやぎんベンチャー企業育成1号投資事業有限責任組合

宮崎ネオアグリ投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

みやぎんベンチャー企業育成1号投資事業有限責任組合

宮崎ネオアグリ投資事業有限責任組合

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、いずれも3月末日であります。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	26,605	預 金	1,712,601
コールローン及び買入手形	31,351	譲 渡 性 預 金	124,989
買入金銭債権	1,402	借 用 金	104,512
商品有価証券	4	外 国 為 替	79
金銭の信託	2,000	社 債	12,000
有価証券	681,337	そ の 他 負 債	9,753
貸 出 金	1,283,123	役 員 賞 与 引 当 金	20
外 国 為 替	1,244	退 職 給 付 引 当 金	7,327
リース債権及びリース投資資産	7,963	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	587
そ の 他 資 産	13,040	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	185
有 形 固 定 資 産	23,559	偶 発 損 失 引 当 金	231
建 物	7,677	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,352
土 地	13,896	支 払 承 諾	3,922
その他の有形固定資産	1,985	負債の部合計	1,979,563
無 形 固 定 資 産	4,828	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	4,712	資 本 金	14,697
その他の無形固定資産	116	資 本 剰 余 金	8,795
繰 延 税 金 資 産	14,635	利 益 剰 余 金	61,271
支 払 承 諾 見 返	3,922	自 己 株 式	△ 77
貸 倒 引 当 金	△ 19,691	株 主 資 本 合 計	84,685
投 資 損 失 引 当 金	△ 62	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,193
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,573
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	6,766
		少 数 株 主 持 分	4,251
		純資産の部合計	95,703
資 産 の 部 合 計	2,075,267	負債及び純資産の部合計	2,075,267

連結損益計算書

〔平成 22年 4月 1日から〕
〔平成 23年 3月31日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	47,138
資金運用収益	31,106
貸出金利	23,820
有価証券利息配当金	7,177
コールローン利息及び買入手形利息	65
預け金利	0
その他の受入利息	42
役員取引等収益	7,035
その他の業務収益	8,220
その他の経常収益	775
経常費用	39,174
資金調達費用	2,821
預金利息	1,492
譲渡性預金利息	173
コールマネー利息及び売渡手形利息	4
借入金利息	359
社債利息	258
その他の支払利息	532
役員取引等費用	1,712
その他の業務費用	5,133
営業経費	25,490
その他の経常費用	4,016
その他の経常費用	4,016
経常利益	7,963
特別利益	2,384
固定資産処分益	8
貸倒引当金戻入益	2,092
償却債権取立益	262
投資損失引当金戻入益	20
特別損失	230
固定資産処分損失	59
減損損失	48
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	123
税金等調整前当期純利益	10,117
法人税、住民税及び事業税	571
法人税等調整額	1,885
法人税等合計	2,457
少数株主損益調整前当期純利益	7,660
少数株主利益	992
当期純利益	6,667

<記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。>

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,532百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度において、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しております。

なお、金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ取引を行っておりません。

(14) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、経常利益は2百万円、税金等調整前当期純利益は126百万円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成23年3月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く)465百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,309百万円、延滞債権額は29,906百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,837百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は35,053百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,022百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預 け 金	39百万円
有 価 証 券	164,192百万円
リ ー ス 投 資 資 産	3,992百万円
そ の 他 資 産	261百万円

担保資産に対応する債務

預 金	2,708百万円
借 用 金	91,877百万円

なお、上記のリース投資資産3,992百万円は、利息相当額を含んでおります。

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引等の担保として、有価証券49,109百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は229百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、319,813百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが318,413百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項

が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、路線価に奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,698 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 29,906 百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 749 百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 10,000 百万円が含まれております。
13. 社債は、劣後特約付社債 12,000 百万円であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 387 百万円であります。
15. 1 株当たりの純資産額 519 円 20 銭
16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は、以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 20,363	百万円
年金資産（時価）	10,952	
未積立退職給付債務	△ 9,411	
未認識数理計算上の差異	3,115	
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△ 225	
連結貸借対照表計上額の純額	△ 6,520	
前払年金費用	806	
退職給付引当金	△ 7,327	

17. 連結自己資本比率（国内基準） 12.24%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、株式等売却損 1,790 百万円、株式等償却 1,325 百万円及び貸出金償却 547 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり当期純利益金額 37 円 85 銭
3. 連結包括利益計算書における包括利益の金額 6,991 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行及び連結子会社8社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務等の金融サービスに係る業務を行っております。これらの業務は、市場の状況や長短のバランスを調整しながら、預金を中心とした資金調達、貸出及び有価証券投資を中心とした資金運用により行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理を行っております。また、当行におけるデリバティブ取引は、主として貸出金に係る金利変動リスク、外国為替取引における為替変動リスク等のリスクを回避(ヘッジ)するため、通常業務の一環として行っております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を適用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先に対する貸出金であり、貸出金は取引先等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。特に、当行は宮崎県内を営業基盤としていることから貸出金の8割超が宮崎県内向けとなっております。したがって、大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合や、宮崎県内の経済環境等の状況の変化により、取引先の経営状況が悪化し、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また当行の預金金利、貸出金利は市場金利に基づき改定しておりますが、市場金利の変化の速度や度合いによっては、預金金利、貸出金利改定のタイムラグや当行の資産(貸出等)・負債(預金等)の各科目の市場金利に対する金利感応度(弾性値)の差異等により資金利益が悪化する可能性があります。

有価証券は、主に債券、株式及び投資信託等であり、資産運用のための投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等の他に、市場の混乱等により市場において取引ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

一方、金融負債の中心である預金につきましては、当行は健全経営を堅持しておりますが、万が一何らかの要因により、当行の経営が不安視され風評等が発生すると、預金が流出し、資金繰り等に支障をきたす可能性があります。

コールマネー、借入金、社債は、当行の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなることや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等の流動性リスクに晒されております。

当行におけるデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引、債券関連では債券先物及び債券先物オプション取引等であります。なお、デリバティブ取引については、当行のみが行っており、グループ会社では行っておりません。デリバティブ取引の主なリスクは、市場リスク及び信用リスクであります。市場リスクは、金利や価格が変動することにより保有しているデリバティブの価値が減少するリスクのことで、ヘッジ目的の取引が大部分となっているため、オンバランス取引と合わせた総合的な市場リスクは非常に限られたものとなっております。また、信用リスクは、相手方が契約不履行となった場合に損失を被るリスクのことで、取引の契約先をいずれも取引所や信用度の高い金融機関としており、取引先別にクレジットラインを設定し厳格に管理しているため、信用リスクは小さいと認識しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、「内部管理基本方針」及び「リスク管理基本方針」に沿って定めた「信用リスク管理規程」に基づき、リスクの分散を基本とする最適な与信ポートフォリオの構築や、融資審査モラルの維持向上を目指すことにより、貸出資産の健全性維持に努めております。また、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与に係るリスク量を客観的かつ定量的に把握するため、「信用リスクの定量化」に取り組んでおります。

なお、ポートフォリオの状況や、信用リスク量の計測結果については、関係部の部長による部会組織である「信用リスク専門部会」にて定期的に評価を実施し、その結果を経営陣による意思決定機関である「リスク管理委員会」へ報告しております。

グループ会社におきましては、「グループ会社リスク管理規程」を整備して対応しております。また、それぞれのグループ会社に係るリスク管理の状況に関しては当行でリスク認識・把握・評価を行い、「リスク管理委員会」へ定期的に報告を行う体制となっております。

② 市場リスクの管理

デリバティブなどの金融技術の発展を背景にますます多様化する取引先のニーズに適切に対処し、経営の健全性及び収益の安定確保を目的に、関連法規、市場慣行に基づき、取引の妥当性、市場リスクを適切に把握し、許容し得る限度内での効率的な資金の調達・資産の最適配分を図ることを基本方針としております。具体的にはALM委員会において、金利リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

市場リスクを適切にコントロールするため、ALM委員会において、半期毎に自己資本額を基準として、市場リスクの限度額及び市場関連リスク額の警戒水準であるアラームポイントを設定し、管理を行っております。所管部署は、これらのリスクリミットルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

このように市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、新しい自己資本比率規制で実施されているアウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対応するため、バンキング勘定についても金利リスク量の計測を定期的実施し、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

グループ会社におきましては、「グループ会社リスク管理規程」を整備して対応しております。また、それぞれのグループ会社にかかるリスク管理の状況に関しては当行でリスク認識・把握・評価を行い、「リスク管理委員会」へ定期的に報告を行う体制となっております。

(i) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利変動の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「債券」、「預金」、「長期借入金」、「社債」、「金利関連デリバティブ取引」等であります。また、株価変動の影響を受ける金融商品は「株式」、「株式投資信託」であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、VaR（バリューアットリスク）計測により、金利の変動リスク管理及び株式の価格変動リスクにあたっての定量的分析に利用しております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法〔保有期間1～6ヶ月、信頼区間99%、観測期間240営業日〕を採用しております。

なお、その金額等から影響が軽微な一部の金融商品やグループ会社の金融商品につきましては、定量的分析を実施しておりません。

平成23年3月31日（当期の連結決算日）現在、当行の市場リスク量は全体で19,557百万円であります（金利・株式間の相関は考慮しておりません）。なお、市場リスクの算定においてバンキング勘定のうちコア預金（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求において随時払い出される預金のうち引き出されることなく長期間滞留する預金）は内部モデルにて残存年数等を算定しておりますが、時価算定においては帳簿価額を時価とみなしております。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクについても、ALM委員会において、その時点での市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。また、「リース債権及びリース投資資産」等、重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	26,605	26,605	—
(2) コールローン及び買入手形	31,351	31,351	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	167	169	2
その他有価証券	678,994	678,994	—
(4) 貸出金	1,283,123		
貸倒引当金 (*1)	△17,442		
	1,265,680	1,278,761	13,080
資産計	2,002,799	2,015,882	13,082
(1) 預金	1,712,601	1,713,613	1,012
(2) 譲渡性預金	124,989	125,002	13
(3) 借入金	104,512	105,099	587
(4) 社債	12,000	11,722	△277
負債計	1,954,103	1,955,438	1,335
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(415)	(415)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(337)	(337)
デリバティブ取引計	(415)	(753)	(337)

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、満期の無いもの又は約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（3カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の外部格付がないため、貸出金と同一の方法により、発行体の内部格付及び期間等を勘案して時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は 2,713 百万円増加、「繰延税金資産」は 1,097 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は、1,616 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーにより呈示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定係数である市場金利等を投入することにより算定されております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（3カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が3カ月を超えるものは、貸出金の商品種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見積額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は当連結会計年度末における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結会計年度末日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（3カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行が発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約）等であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産

(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (*1)	760
②組合出資金 (*2)	1,415
合 計	2,176

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の当連結会計年度末日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	6,821	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	31,351	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	167	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	65,195	134,093	164,940	78,827	200,629	5,564
貸出金(*)	297,373	207,467	193,066	144,198	140,131	268,039
合 計	400,910	341,560	358,007	223,025	340,760	273,603

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない32,846百万円は含めておりません。当座貸越については、「1年以内」に含めて計上しております。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の当連結会計年度末日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,572,368	116,600	23,632	—	—	—
譲渡性預金	124,189	800	—	—	—	—
借入金	91,723	1,751	1,037	—	10,000	—
社債	—	—	—	—	12,000	—
合 計	1,788,281	119,151	24,669	—	22,000	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	167	169	2
	そ の 他	1,402	1,409	7
	小 計	1,569	1,578	9
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
小 計	—	—	—	
合 計		1,569	1,578	9

3. その他有価証券（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差 額 （百万円）
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	11,583	8,504	3,078
	債 券	512,059	503,014	9,044
	国 債	265,295	260,104	5,190
	地 方 債	117,231	114,661	2,570
	社 債	129,532	128,248	1,283
	そ の 他	7,243	7,199	43
	小 計	530,885	518,719	12,166
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株 式	17,638	21,191	△3,553
	債 券	118,347	119,593	△1,245
	国 債	53,341	54,076	△734
	地 方 債	5,523	5,611	△88
	社 債	59,482	59,905	△422
	そ の 他	12,122	12,432	△309
	小 計	148,108	153,216	△5,108
合 計		678,994	671,936	7,058

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株 式	5,301	180	1,785
債 券	76,435	1,678	10
国 債	64,642	1,550	10
地 方 債	—	—	—
社 債	11,792	128	—
そ の 他	2,212	100	4
合 計	83,948	1,959	1,801

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、1,325 百万円（うち、株式 1,325 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価額に比べて 30%以上下落した場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成 23 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	2,000	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成 23 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 23 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。